

<平成31年(2019年)3月7日策定>

<令和7年(2025年)6月17日一部改訂>

Ⅱ 高等学校における運動部活動の指針

1 高等学校¹における運動部活動の意義と留意点

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある。

運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

高等学校段階の運動部活動については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

2 本指針の位置付け

上記の意義と留意点が運動部活動において実現されることは、県内すべての生徒にとって等しく重要であることから、学校の設置者の違いにかかわらず、共通の指針として取り組む。

3 学校の設置者における方針の策定等

学校の設置者は、本指針に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

なお、「設置する学校に係る運動部活動の方針」は、県立学校においては本指針を適用し、市立学校においては市教育委員会が、私立学校においては学校法人が策定することとする。

また、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、休養日及び活動時間等を明記するとともに、下記4に関し、適宜、支援及び指導・

是正を行う。

1 高等学校とは、高等学校及び特別支援学校高等部のことをいう。

4 学校における活動方針の策定等

(1) 校長は、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を毎年度、策定する。その策定にあたっては、次の事項に配慮しつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定する。

ア 運動部活動の指導にあたっては、運動部顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行う。

イ 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

ウ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自主的・計画的に活動し、自己実現できるような指導に努める。

エ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

オ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。

(2) 運動部顧問は「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 校長は、活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

5 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適正な数の運動部活動を設置する。

6 運動部顧問等

校長は、自校の教職員（部活動指導員を含む）をもって運動部顧問に充てる。特に、安全上専門的な指導が必要な部については、十分配慮する。

また、教職員以外に外部の指導者を求める場合、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに校長が委嘱する。

7 適切な指導

運動部顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

8 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

9 社会体育関係団体との連携

学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

10 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

11 練習等

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、運動部顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日・練習時間

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 定期試験の前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は練習時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

オ 校長は、学校の特色、生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等により、上記ア及びイを超えて練習日・練習時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、休養日を週1日以上設けることとし、さらに、週当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定することとする。

(2) 練習試合

実施にあたっては、運動部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(3) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。*

また、大会等への参加についても同様とする。

※具体的な落雷事故防止の対策については、巻末の「落雷事故防止のための参考資料」を活用すること

12 運動競技会への参加

生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、学校の設置者は、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

校長は、大会が学校教育活動の一環という判断の下、各部活動が参加する大会を精査する。

運動部顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

13 その他

学校の設置者及び校長は、本指針に定めるもののほか、運動部活動の在り方に関することは、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)を参照し、運動部活動を持続可能なものとするために、抜本的な改革に取り組む。